

年金定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「年金定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象は当組合口座にて継続的に公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を受け取られている個人の方、および新規にご指定いただく個人の方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は1年です。
- ④ お預け入れ金額は10万円以上1,000万円以下です。お一人につき1,000万円までとさせていただきます。
- ⑤ お預け入れ時の年金定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑥ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。自動継続は元金継続(利払式)のみのお取り扱いとなります。
- ⑦ 自動継続時は満期時の「年金定期預金」の利率にて継続いたします。
- ⑧ 満期時に年金お受取口座への年金のお振込の中断が確認された場合は、お客さまへ通知することなく自動継続を停止し、満期日以後は普通預金利率とさせていただきます。
- ⑨ 本定期預金の利率は、原則年1回(4月1日)見直しします。なお、金利情報は店頭で入手できます。
- ⑩ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」によるものとします。

2025年4月1日改定

横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「年金定期預金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページなどでご参照ください。

(<https://www.dic.go.jp/index.html>)